



大切な財産を大切な人に円満に引き継いでいくために

～～～ 相続・贈与を考えてみませんか ～～～

贈与（暦年贈与） の効果

+ 相続税で負担が大きい場合は、相続税の適用税率より低い税率と1年につき一人あたり110万円の基礎控除を有効に活用することにより相続時に引き継ぐよりも有利になる場合があります。

〔前提条件〕

- ・ 相続財産 : 3億円
- ・ 相続人 : 配偶者、子2人 計3人
- ・ 遺産分割 : 民法の相続分どおりに相続

※ 相続財産のうち6,000万円を年間300万円、子2人に10年間贈与した場合と、贈与しない場合を比較しています。

生前贈与しない場合

相続財産 3億円

相続税	相続税支払い後
2,860万円	2億7,140万円

差額
630万円

生前贈与する場合

贈与税	相続税	贈与税支払い後	相続税支払い後
380万円	1,850万円	5,620万円	2億2,150万円
計 2,230万円		計 2億7,770万円	

+ 相続税を計算する場合、相続開始前3年間以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続財産に加算されます。

+ 相続人でない孫に贈与する場合は、相続財産に加算されません。

(注) 相続開始前3年以内の贈与加算は考慮しておりません。

※ 個別具体的な税務については、税務署又は税理士等にご相談して下さい。